

大阪府監査委員告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年11月30日

大阪府監査委員 大西 寛文
同 山本 浩二
同 岸本 佳浩
同 森田 秀朗
同 土井 達也

指示事項に対する措置

（資金関連事務手続について）

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
監査実施年月日	平成24年11月26日から同月28日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）の事務手続について、以下のとおり、改善すべき事例があった。</p> <p>1 販売収入の管理 地域生活総合支援センターきららにおいて、生活介護サービスの利用者が作成する作品を施設内で展示・販売しているが、当該販売収入については、現金出納帳に入金が記載されるのみであり、全ての収入が経理処理されているかの確認が困難である。</p> <p>2 領収証の管理 重症心身障害児施設すくよかでは、診療事業等において現金收受する際、発行される領収証が金庫に保管されていない。これらについては、過去に監査結果とした事項と類似の案件であり、法人全体としての一層の取組が必要である。特に現金を扱う事務手続は、相互牽制を働かせる仕組みを確立することに留意</p>	<p>会計の専門家が作成したガバナンス体制チェックリストを基に、法人及び施設の業務執行状況を点検しながら、実効性のある内部統制の仕組みを確立するよう努めている。</p> <p>また、社会福祉法の改正への対応として、監査法人と契約し、平成29年度の会計監査人設置に向けた準備を現在進めている。</p> <p>なお、すくよかの領収証については、金庫に保管するよう改善した。</p>

し、不正を未然に防止することが必要不可欠であるため、早急に改善されたい。	
--------------------------------------	--

委員意見に対する措置
(委託料に関する処理について)

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団
監査実施年月日	平成24年11月26日から同月28日まで
監査の結果	措置の状況
<p>府の所有財産である大阪府立金剛コロニーしいのき寮に新たに個室を設置するに当たり、府は指定管理者である社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）に対する委託業務として契約を取り交わしていたものの、法人は施設整備補助金として経理処理したために、当該個室が法人の所有する資産として固定資産に計上されていた。</p> <p>法人は、当該施設整備で計上した固定資産を全額費用に振り替えるとともに、純資産に計上した国庫補助金等特別積立額を取り崩す必要がある。</p> <p>また、当該事業は府において法人に対する随意契約としているが、府立施設の改修工事であることから、本来は入札により直接執行すべきものであったと考えられる。</p> <p>今後は、予算の適切な執行に努められたい。 (なお、この意見は、大阪府福祉部障がい福祉室に係る意見とする。)</p>	<p>当該施設整備で計上した固定資産について、平成26年3月31日付けで、全額除却した。併せて国庫補助金等特別積立額を全額取り崩した。</p>